



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（海岸防災課）…………… 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課）…………… 3
- 人事委員会事項**
- 市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

沖縄県告示第132号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成18年 2月28日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 基本測量を実施した地域 東村
- 2 基本測量を実施した期間 平成18年 1月23日から平成18年 1月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

沖縄県告示第133号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成18年 2月28日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成18年 2月20日 沖縄県指令土第129号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 稲嶺恵一
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 島尻郡伊平屋村字島尻テライ原1982番78に接する国有海浜地及び島尻郡伊平屋村字野甫コシノ川原51番に接する国有海浜地の地先公有水面
 - (2) 区域
 - (ア) A工区 次の各地点のうち、①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線、⑯の地点から194度13分42秒13.00メートルの地点を円心とする半径13.00メートルの円周で⑯の地点と⑰の地点とを結ぶ北西側の円弧、⑰の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結ぶ平成11年の秋分の日満潮位（E.L.+0.82メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 三等三角点安波岳（北緯27度00分49秒356、東経127度56分13秒697）から186度58分08秒1, 786.71メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から267度11分05秒9.52メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から268度02分12秒18.96メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から273度00分54秒18.93メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から276度40分38秒19.02メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から280度23分21秒19.25メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から284度18分45秒19.50メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から284度51分41秒19.74メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から284度52分29秒9.97メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から289度29分06秒10.04メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から287度07分10秒20.03メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から284度51分31秒20.00メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から284度51分33秒10.00メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から283度46分14秒10.00メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から283度39分21秒5.00メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から284度13分43秒2.47メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から239度13分42秒18.38メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から194度13分42秒16.50メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から190度20分01秒14.13メートルの地点

(イ) B工区 次の地点のうち、⑳の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から284度13分42秒12.33メートルの地点を円心とする半径12.33メートルの円周で㉑の地点と㉒の地点を結ぶ北東側の円弧、㉒の地点から㉓の地点までを結んだ線及び㉑の地点と㉓の地点とを結ぶ平成11年秋分の日の満潮位 (E. L. +0.82メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑳の地点 三等三角点安波岳 (北緯27度00分49秒356、東経127度56分13秒697) から203度30分37秒1.853.20メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から15度39分39秒14.00メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から14度13分42秒16.50メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から329度13分43秒17.44メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から284度13分47秒1.48メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から283度59分59秒5.00メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から285度21分56秒10.02メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から282度47分29秒10.10メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から282度42分20秒20.50メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から280度49分15秒20.89メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から275度48分45秒21.27メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から270度47分12秒21.61メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から264度16分21秒21.89メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から257度07分19秒21.89メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から250度00分34秒21.83メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から239度26分54秒21.76メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から235度49分48秒21.56メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から232度10分58秒3.43メートルの地点

(3) 面積

- A工区 8,620.12平方メートル
- B工区 7,102.94平方メートル
- 総面積 15,723.06平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月15日 沖縄県指令土第1932号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 伊平屋村

沖縄県告示第134号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成18年 2月28日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 東（3）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大字	字	地 番	標柱番号
国頭郡	本部町	東	長田原	410番 1	1
国頭郡	本部町	東	埋地原	362番	2
国頭郡	本部町	東	埋地原	363番	3
国頭郡	本部町	東	埋地原	363番	4
国頭郡	本部町	東	埋地原	363番	5
国頭郡	本部町	東	埋地原	358番	6
国頭郡	本部町	東	埋地原	357番地先	7
国頭郡	本部町	東	埋地原	357番	8
国頭郡	本部町	東	埋地原	340番 2 地先	9
国頭郡	本部町	東	長田原	412番 1	10
国頭郡	本部町	東	長田原	412番 2	11
国頭郡	本部町	東	長田原	410番 1 地先	12

人 事 委 員 会 事 項

市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 2月28日

沖縄県人事委員会

委員長 嘉 手 納 成 達

沖縄県人事委員会規則第3号

市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表宮古島の項の次に次のように加える。

南 城 市	議会事務局		局長 次長 副参事	
	市長部局		部長 参事 所長 課長 副参事	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育長 部長 課長 副参事
		教育機関	給 食 セ ン タ ー	所長
			小 学 校	校長 教頭
			中 学 校	校長 教頭
	選挙管理委員会事務局		局長	
	監査委員事務局		局長	

農業委員会事務局	局長 副参事
----------	--------

別表東風平町の項、具志頭村の項、玉城村の項、知念村の項、佐敷町の項及び大里村の項を削り、久米島町の項の次に次のように加える。

八重瀬町	議会事務局		局長 参事	
	町長部局		課長 参事	
	教育委員会事務局 局及び教育機関	教育委員会事務局		教育長 課長 参事
		教育機関	小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
	農業委員会事務局		局長 参事	

別表佐敷町・知念村給食センター事務組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9-16 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--

